

## 議案第44号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成13年さいたま市条例第140号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(償還等) 第15条 [略] 2 [略] 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第15条 [略] 2 [略] 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>
<u>(支給審査委員会の設置)</u> 第16条 <u>市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、さいたま市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> 2 <u>委員会は、委員7人以内をもって組織する。</u> 3 <u>委員は、医師、弁護士その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。</u> 4 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。</u> 5 <u>委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条 [略]

第16条 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。